

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 タクシー業務適正化特別措置法第二条第六項に規定する特定指定地域について、これまでの東京地域、大阪地域に加え、横浜地域を指定すること。
(第一条第二項関係)

二 この政令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。
(附則第一項関係)

三 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。
(附則第二項関係)